



特養の相部屋整備を支援へ ～厚労省、施設不足を受けて検討～

◆厚労省は18日、これまでユニット型を推進してきた特養について、プライバシー確保などを条件に、相部屋の整備を進める検討に入りました。以前は相部屋が中心だった特養でしたが、平成14年度以降は全室個室で共有スペースもあるユニット室への移行を促すため、相部屋や共用スペースのない従来型個室からの改修が推進されてきました。一方で平成18年に打ち出された「26年度中にユニット型の定員数の割合を全体の70%以上とする」という数値目標に対しては、平成24年10月の時点で32.3%にとどまるなど、ユニット型への移行はうまく進んでいないのが現状です。こうした中で、特養の施設数が不足している現状や負担が少ない相部屋を希望する利用者が多いこと、地方自治体からも相部屋を認めるべきとの意見があるなど、相部屋の整備を求める声が大きいくことを受けて、個室化推進の原則は維持しつつも、相部屋を容認する方針が示されたものです。

現在個室利用者は月額35,000円から50,000円の室料を支払っていますが、相部屋利用者は室料を払う必要がありません。そのため個室利用者や在宅サービス利用者等との公平性の観点から、相部屋利用者からも「室料」を徴収することが検討されることになったようです。ただし相部屋の利用は低所得者が多いことなどから、これらの利用者の経済的負担に鑑みて、住民税非課税世帯の負担免除なども実施する予定です。

特養の相部屋については、カーテンだけで仕切られた簡単なものや、天井まで間仕切りをして扉や窓も設置した個室に準じたものなどさまざまですが、厚労省では室料徴収の対象となる相部屋の定義を行うとともに、利用者のプライバシー確保の在り方について社会保障審議会で議論を進め、平成27年度から相部屋の整備にも施設の改修費を助成する方向で検討を進めています。
(参考：厚労省HP／日経新聞／毎日新聞)

学童保育の実施状況調査結果がまとまる ～「放課後子ども総合プラン」策定へ～

◆7月28日、全国学童保育連絡協議会（東京都文京区、木田保男会長）が、学童保育（放課後児童健全育成事業）の実施状況の調査結果を公表しました。本年5月1日時点での実施状況の推移等を取りまとめたもので、概況は下記のとおりとなっています。

年	学童保育所数(カ所)	入所児童数(人)
1993	7,516	231,500
1998	9,627	333,100
2010	19,744	804,309
2011	20,204	819,622
2012	20,846	846,967
2013	21,635	888,753
2014	22,096	933,535

上表のように、約20年の間に学童保育所数は約3倍、入所児童数は約4倍に増加しています。待機児童数は多い順に、東京都、千葉県、埼玉県が他道府県を引き離して圧倒的に多い状況ですが、同報告は「学童保育所の待機児童は9,115人に増加しているが、それでも正確な数は確認できない」としています。また高学年までの受け入れを行う学童保育所の需要も多く、“生活の場”としての機能にも期待されている、と分析しています。このような状況の中で政府が掲げる「子ども・子育てビジョン」は、2017年度末までに利用児童数を129万人に増やすことを目標に掲げており、去る8月8日には「放課後子ども総合プラン」を策定し、この中には“放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進めること”を盛り込みました。

介護療養病床の全廃方針を見直し ～「機能の存続」へ検討が本格化～

◆厚労省は7日、廃止が決まっていた介護療養病床を存続する方針を示しました。介護療養病床は、いわゆる「社会的入院」の解消や医療費の抑制に向け、2017年度までに廃止されることが決定しており、当初は2011年度までに廃止される予定でしたが、介護老人保健施設等への転換が進まず、期限が6年間先送りされていました。またその機能面を見ても、他の介護施設に比してターミナルケアや看取りが頻繁に行われ、たんの吸引や点滴などの医療行為を提供する機会も多いとされ、要介護者が増えていく中で重度者の生活や生命を支える重要な機能を発揮しています。そこで厚労省は介護療養病床の機能を重視し、名称や基準を変えても、機能は維持していく方針に転換しようとしています。当面は機能確保に向け、来年度の介護報酬改定でどのように対応すべきかを議論していくこととされています。（参考：厚労省HP）

【放課後子ども総合プラン】

◆平成26年6月24日に閣議決定された「日本再生戦略」改訂2014において、いわゆる“小1の壁”を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚労省と文科省が共同して作成することとされたもの。平成31年度末までに、約30万人分の学童保育所を新たに整備し、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施することが目標として掲げられている。中でも一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万カ所以上で実施することを目指す。また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室（左下参照）を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

学童保育は入所申込方法が公営と民間の学童で異なることなどから、約2割の自治体では待機児童数の把握に至っていないのが現状とされています。

(参考：厚労省HP／全国学童保育連絡協議会HP)